

お や か て い
ひとり親家庭のための
お う え ん は ん ど ぶ っ く
応 援 ハ ン ド ブ ッ ク



ほ し ふ し じ り つ し え ん い ん
母子・父子自立支援員に
そ う だ ん
相談してね！



し じ ょ う な わ て し
四 條 畷 市
い め ー じ き ゃ ら く た ー
イ メ ー ジ キャ ラ ク タ ー
「くっすん」

お や か て い と あ ふ お ー む
ひとり親家庭お問い合わせフォーム



お や か て い お う え ん は ん ど ぶ っ く お や か て い み な り ょ う か く し ゆ せ い ど
ひとり親家庭のための応援ハンドブック・ひとり親家庭の皆さんが利用できる各種制度



は ん ど ぶ っ く さ い し ん ば ん
ハンドブックの最新版と
か く せ い ど さ い と い ち ら ん
各制度のサイト一覧はこちらから



<https://www.city.shijonawate.lg.jp/site/kosodate/39477.html>



し じ ょ う な わ て し
四 條 畷 市
こ そ だ お う え ん さ い と
子育て応援サイト



こ そ だ せ た い り ょ う
子育て世帯が利用できる
せ い ど そ う だ ん ま ど ぐ ち
制度や相談窓口がわかる



こ そ だ お う え ん ぶ っ く
なわて子育て応援ブック



み せ し せ つ わ り び き と く て ん う
お店や施設で割引などの特典が受けられる



※この情報は、し じ ょ う ほう 令和7年6月1日時点のもので、れ い わ ね ん が つ に ち じ て ん 制度変更などによって内容が変わることがあります。せ い ど へ ん こ う な い ょ う か

もくじ

相談窓口 相談窓口

P.1~5

- 総合相談 1
- 養育費・親子交流の相談 2
- 法律相談・裁判所の手続きの相談 2
- 子育ての相談 3
- 健康相談 4
- 生活で困ったときの相談 4
- 市税や保険料の相談 5
- 外国語での相談 5

手当・年金

P.6

医療費助成等

P.7

就労支援

P.8~9

- 仕事を探す・職業訓練を受ける 8
- 資格取得のための支援 9

離婚届を出す前に

P.10

養育費・親子交流支援

P.11

子育て支援

P.12~13

教育への援助・奨学金・貸付

P.14~15

住まい

P.16

その他の制度・支援

P.17

制度の豆知識

P.18

そうだんまどぐち 相談窓口

しじょうなわてしやくしよ
四條畷市役所

☎ 072-877-2121 / 0743-71-0330 (田原地区)
ふあくす ひがしべっかん かい
FAX 072-877-8300 (東 別館2階)

母子・父子自立支援員

しやくしよ し えん か
市役所 こども支援課

ひとり親家庭のみなさんの自立を支援するための情報を提供しています。
また、福祉資金の貸付けや就労の相談、個々のニーズに応じた支援メニューを組
み合わせた自立支援プログラムの策定、離婚前相談なども受け付けています。

と あ
お問い合わせ
フォーム



よやくせい
予約制

相談日 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～11：30、13：00～16：30

大阪府立母子・父子福祉センター

☎ 06-6748-0263 FAX 06-6748-0264

府内に住んでいるひとり親家庭、寡婦のみなさんのいろいろな生活相談を
電話や面接で受け付けています。



よやくせい
予約制

実施内容 ひとり親家庭相談・就業相談・離婚前相談など

土日夜間電話相談

や おりん ぼかん ☎ 072-923-4152

ひとり親家庭の人の子どもの養育に関する相談や健康管理の相談、その他、いろいろな生活の
相談を電話で受け付けています。

相談受付時間 土・日曜日・祝日 10：00～17：00

平日夜間・休日夜間 18：00～23：00（12月29日から1月3日までを除く。）

人権なんでも相談

しじょうなわてしじんけんきょうかい しやくしよ じんけん し みんそうだん かない
四條畷市人権協会(市役所 人権・市民相談課内) ☎ 072-803-7355

人権に関わる相談を基本として、幅広く相談を聞いて一緒に解決の方法を探します。
子育てや人間関係の悩みなど、気軽に相談ください。進路選択支援相談もしています。

相談日 市役所：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）10：00～16：00

※グリーンホール田原（田原支所）でも相談可

夜間電話相談 月曜日（祝日・年末年始を除く）17：00～21：00

女性相談

しやくしよ じんけん し みんそうだん かない
市役所 人権・市民相談課

女性に関するあらゆる相談を、専門の女性相談支援員が受け付けます。
セクハラ、DV、近所付き合いなどで悩んでいる人は、気軽に相談ください。

よやくせい
予約制

相談日 第2・4木曜日（祝日・年末年始を除く）14：00～16：20

かくかい ふん
各回40分

男性のための電話相談

ふりつだんじょきょうどうさんかく せいしやうねんせん たー どーんせん たー
府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター） ☎ 06-6910-6596

家族・パートナー、職場の人間関係、生き方、からだやこころの不調など、困ったときは気軽に
ご相談ください。専門の男性相談員が電話を受けます。匿名で相談ができます。

相談日 第1・4水曜日 16：00～20：00 第2・3土曜日 11：00～15：00

（祝日・年末年始は別の週に振り替え）

よりそいホットライン

☎ 0120-279-338 FAX 0120-773-776

誰でも利用できる悩み相談窓口です。電話相談のほか、FAX、
チャット、SNSなどでの相談にも対応しています。



むりやう じ かんたいおう
無料（24時間対応）
がいこく こたいおう か
外国語対応可

○ よういく ひ おや こ くりゅう そうだん 養育費・親子交流の相談

よういく ひ こ せいちょう ささ たいせつ
養育費は、子どもの成長を支える大切なものです。できるだけ離婚前に支払い期間、支払い額、支払い方法を話し合しましょう。市では、養育費を確保するために債務名義（公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書など）を取得したり、保証会社と養育費保証契約を締結したりする費用の一部を補助しています。補助制度については、11ページをご覧ください。

よういく ひ おや こ くりゅう し えん せん たー 養育費・親子交流支援センター

☎ 0120-965-419 (携帯不可)

☎ 03-3980-4108 (センターからかけ直し可能)

よういく ひ おや こ くりゅう そうだん おう
養育費と親子交流についての相談に応じています。

相談日 月・火・木・金曜日 10:00～20:00
水曜日（祝日を除く）12:00～22:00
土曜日・祝日 10:00～18:00

メール相談 info@youikuhi.or.jp



おおさか ふりつ ぼ し ふし ふく し せん たー 大阪府立母子・父子福祉センター

☎ 06-6748-0263 FAX 06-6748-0264

よういく ひ おや こ くりゅう そうだん おう
養育費と親子交流についての相談に応じています。

相談日 月～土曜日 10:00～15:00 ※来館の場合は要予約



○ ほりつ そうだん さいばんしよ てつづ そうだん 法律相談・裁判所の手続きの相談

む りょうほりつ そうだん 無料法律相談

しやくしよ じんけん し みんそうだん か
市役所 人権・市民相談課

しゃくち しゃくや ふ どうさん きんせんたいしやく りこん そんがいばいしやう いしやりやう こせき かてい そうぞく ふよりりやう
借地、借家、不動産、金銭貸借、離婚、損害賠償、慰謝料、戸籍、家庭、相続、扶養料、
刑事など、法律に関する相談に大阪弁護士会から派遣された弁護士が応じます。

相談日 毎週火曜日（祝日・年末年始を除く）13:00～17:10

※予約受付は相談日の6日前の午前9時から

よやくせい
予約制

かくかい ふん
各回30分

ていいん にん
定員8人

おおさか ふりつ ぼ し ふし ふく し せん たー 大阪府立母子・父子福祉センター

☎ 06-6748-0263 FAX 06-6748-0264

べんごし せんもんてき そうだん おう そうだんりやう むりやう ほいく でんわ そうだん
弁護士による専門的な相談に応じます。相談料無料、保育あり、電話相談もできます。

相談日 第2土曜日と奇数月の第4木曜日 13:00～15:00

※来館相談：30分 電話相談：15分

よやくせい
予約制

ほうてらす おおさか にほんしほうし えん せん たー 法テラス大阪（日本司法支援センター）

☎ 0570-078329

めんだん でんわ と あ ないやう ほうせいど てつづ かんけいき かん そうだんまどぐち あんない
面談や電話で、問い合わせの内容についての法制度や手続き、関係機関の相談窓口を案内します。

また、弁護士、司法書士による法律相談が必要な人が、経済的に困りの場合には、
法テラスの民事法律扶助により無料法律相談を案内します。



かじ てつづきあんない 家事手続案内

おおさか か ていさいばんしよ
大阪家庭裁判所

☎ 06-6943-5745

かていない しんぞくかん もんだい かいけつ ため かていさいばんしよ りやう てつづ
家庭内や親族間における問題を解決する為に家庭裁判所で利用できる手続
きには何があるか、その手続を申し立てるにはどうすればよいかなどに
ついての説明を面談形式で案内します。



めんだん
面談のみ

○子育ての相談

こ ぞだ そうだん
子育て相談 (児童家庭相談)

こ ぞだ そうごう し えん せ ん た ー
子育て総合支援センター

そうだんせんようでん わ
相談専用電話 ☎ 072-877-1510

☎ 072-877-5455 FAX 072-877-7371

0歳から18歳未満の子どもについての相談を受けています。子どもも相談できます。
子育ての心配や困っていることがあるときは相談をしてください。
(家庭訪問・オンライン相談もできます。)

相談日 月～金曜日 8:45～17:15 (祝日・年末年始を除く)

おや こ そうだんら い ん
親子のための相談LINE

か てい ちやう
こども家庭庁

こども(18歳未満)も保護者もオンラインで気軽に相談できます。子育て
や親子関係に悩んだら、ご連絡下さい。不安やイライラと一緒に向き合
います。



ひ みつけんしゅ
秘密厳守

とくめい か のう
匿名可能

こ ぎやくだい そうだん
子ども虐待相談

0歳から18歳未満の子どもへの虐待に関する連絡を受け付けています。気になる親子を見かけたと
きは、すぐに連絡してください。また、保護者・子どもからの相談も受け付けています。
ひとりで抱え込まずに電話してください。

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189 (いち は やく・24時間・通話料無料)

こ ぞだ そうごう し えん せ ん た ー
子育て総合支援センター 相談専用電話 ☎ 072-877-1510

月～金曜日 8:45～17:15 (祝日・年末年始を除く)

児童相談所相談専用ダイヤル ☎ 0120-189-783 (通話料無料)

こ はったつ そうだん
子どもの発達相談

こ ぞだ はったつ し えん せ ん た ー
児童発達支援センター ☎ 072-877-7373 FAX 072-877-7371

18歳までの子どもの発達について、気になることや心配ごとなどの相談ができる窓口です。
相談内容に応じて、専門スタッフが連携し、子どもの成長を支援していきます。

相談日 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:45～17:15

きやういく そうだん
教育相談

きやういく し えん る ー む ふ り ー る ー む
教育支援ルーム (フリールームなわて) ☎ 072-878-7710

学校や家庭での子どもの教育についての悩みや不安、不登校、いじめ問題などの相談を受け
付けています。

相談日 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:30～16:30

ひきこもり相談

し やくしよ す ぽ ー つ せいしやうねん か
市役所 スポーツ・青少年課

ふく し せいさく か せい かい つ き ぽ ー と そうだん
福祉政策課 (なわて生活サポート相談)

ご本人やご家族に寄り添いながら、状況に応じた支援を案内します。スポーツ・青少年課
では概ね39歳までの人、福祉政策課では40歳以上の人を対象としています。

相談日 39歳までの方：毎週水曜日 9:00～17:00

40歳以上の方：月～金曜日 9:30～16:30

※初回の相談予約はオンラインでも可能です。

ひきこもり相談
うけつけふおーむ
受付フォーム



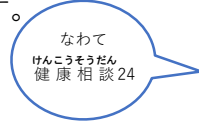
よやくせい
予約制

○ けんこうそうだん 健康相談

けんこうそうだん なわて健康相談24

0800-500-8260 FAX 0800-500-8261

医療、健康のほか、出産や子育て、介護、こころの悩みなどについて、**通話料・相談料無料**でいつでも相談できます。医師・看護師などの専門職員が常駐しています。
休日の医療機関検索など、内容によってはスマホ（チャットボット）でも相談できます。詳しくはホームページをご覧ください。



しじょうなわてしりつほけんせんたー 四條畷市立保健センター

072-877-1231 FAX 072-877-6963

妊娠届の受付、母子健康手帳の交付、乳幼児の健診・教室、予防接種、食育、各種健診、健康相談、健康教育に関する相談に応じます。

しじょうなわてほけんしよ 四條畷保健所

072-878-1021 FAX 072-876-4484

こころの健康相談（統合失調症、うつ病、依存症などの精神的な病気、ひきこもり）、指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成、医療機関等や感染症等の相談に応じます。

けんこうそうだんとういつだいやる こころの健康相談統一ダイヤル

0570-064-556

相談時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9：30～17：00、18：30～22：30

しょうにきゅうきゅうでんわ 小児救急電話相談

#8000 (NTTプッシュ回線・携帯電話)
06-6765-3650 (ダイヤル回線・IP電話)

夜間の子どもの急病で病院に行くべきか迷ったときの相談に応じています。
市外局番が0743の番号からかける場合、06-6765-3650をご利用ください。
相談時間 19：00～翌朝8：00（365日）

○ せいかつこま 生活で困ったときの相談

せいかつさぽーと なわて生活サポート相談 (生活困窮者自立相談支援窓口)

しやくしよ
市役所 福祉政策課内

「収入が不安定で生活が苦しい」「家賃や光熱水費を滞納している」など、生活上の課題を相談員が聞き取り適切な機関につなぎ、自立した生活を営むことができるようにサポートします。
相談日 市役所：月～金曜日 田原支所：事前予約のみ

なわて生活サポート相談の申し込み後、以下の支援の利用が可能です。

就労準備支援事業 就労に向けてサポートします！
家計改善支援事業 家計の立て直しをお手伝いします！

しょうひせいかつ 消費生活相談

しやくしよ
市役所 消費生活センター

商品やサービス、契約などに関するトラブルや問い合わせ、多重債務の相談など、消費生活全般に関する相談の問題解決のために専門の相談員が適切なアドバイスや情報提供をしています。
相談日 月・火・水・金曜日 10：00～16：00 木曜日 10：00～12：00（祝日・年末年始を除く）

○ 市税や保険料の相談

じゅうみんぜい こていしさんぜい そうだん
住民税・固定資産税などの相談

しやくしよ ぜいむか
市役所 税務課

ぜいがく けいさんほうほう こうじよ と あ おう
税額の計算方法や控除についてのお問い合わせに应运じています。
ひとり親控除、扶養控除などの申告が、税額の決定だけでなく、てあて ふくしきーびす う
る際の審査基準にも使用されることがあります。

こくみんけんこう ほ けんりよう こくみんねんきん ほ けんりよう そうだん
国民健康保険料・国民年金保険料の相談

しやくしよ ほ けんねんきん か
市役所 保険年金課

こくみんけんこう ほ けんりよう こくみんねんきん ほ けんりよう のう ふ むずか ば あい げんめんせい ど りよう
国民健康保険料や国民年金保険料の納付が難しい場合、減免制度を利用できることがあります。
げんめんせい ど たいしやう しんせいほうほう そうだん おう
減免制度の対象や申請方法についての相談に应运じています。

しぜい こくみんけんこう ほ けんりよう ほ いくりよう のう ふ そうだん
市税・国民健康保険料・保育料の納付相談

しやくしよ ちょうしゅうたいさく か
市役所 徴収対策課

しぜい こくみんけんこう ほ けんりよう ほ いくりよう のう ふ むずか のう ふ そうだん おう
市税や国民健康保険料、保育料の納付が難しいなど、納付についての相談に应运じています。

○ 外国語での相談

おおさか ふ がいこくじんじやうほう こーなー がいこくじんわんす とっぶ そうだんまどぐち
大阪府外国人情報コーナー（外国人ワンストップ相談窓口）

に ほんご ふく げんご せいかつかんれんじやうほう ふく はばひろ じやうほうていきやう そうだん おう
日本語を含む11言語で、生活関連情報を含めた幅広い情報提供や相談に应运じています。
そうだんほうほう そうだんにちじ くわ いんたーねっと おふいつくす けんさく
相談方法や相談日時など、詳しくは、インターネットで「OFIX」と検索して、
おふいつくす おおさか ふ こくさいこうりゅうざいだん ほーむ ペーじ らん
OFIX（大阪府国際交流財団）のホームページをご覧ください。



児童扶養手当の受給資格がある人へ ～税の申告について～

じどうふやうてあて まいとし しんさ どうきよ さいいじやう ふやうぎむしや しよとく かくにん
児童扶養手当の毎年の審査にはあなたと同居する18歳以上の扶養義務者の所得を確認します。
しゅうにゅう ばあい かなら しんこく
収入がない場合も必ず申告をしてください。

1. 税扶養について

まいとし がつ にちじてん ふやう せいけい いつ しんぞく ぜいふやう ふやうこうじよ と
毎年12月31日時点であなたが扶養し、生計を一にしている親族を税扶養（扶養控除）に取るよう
にしてください。（ただし、同じ親族を複数の人で重複して扶養に取することはできません。）

ぜいふやう にんずう じどうふやうてあて しよとくせいげんげん どがく か
税扶養の人数によって、児童扶養手当の所得制限限度額が変わります。さらに、ひとり親控除ま
たは寡婦控除（17ページ参照）の対象になる人は、その控除の申告もしてください。

2. 申告の方法

きんむさき ねんまつちやうせい ばあい
●勤務先で年末調整をしている場合：

かいしや てつづ
会社で手続きをしてください。

きんむさき ぜいふやう しんこく しゅうにゅう ばあい
●勤務先で税扶養の申告をしていない、収入がないなどの場合：

しちやうそん ぜいむたんとう か げんそく まいとし がつ にちじてん じゅうみんひやうとうろく しちやうそん しちやうそん
市町村の税務担当課（原則、毎年1月1日時点で住民票登録されている市町村）で市町村・
とどうふけんみんぜい しんこく
都道府県民税の申告をしてください。

しよとくぜい か ばあい かどまぜいむしよ しよとくぜい かくていしんこく ひつやう
所得税が変わる場合は、門真税務署で所得税の確定申告が必要です。

てあて ねんきん 手当・年金

しじょうなわてしやくしよ
四條畷市役所

☎072-877-2121 / 0743-71-0330 (たわらちく
ひがしべっかん かい
市役所 東 別館2階)

じどうふようてあて 児童扶養手当

しやくしよ しえんか
市役所 こども支援課

じどうふようてあて さい さいしよ がつ にち じどう いってい しやう じどう さいみ
児童扶養手当は18歳になってから最初の3月31日までの児童(一定の障がいがある児童は20歳未
まん おや かてい はいぐうしや いってい しやう じやうたい かてい ふ ぼ ふ ぼ
満)がいるひとり親の家庭や、配偶者が一定の障がいの状態にある家庭などで、父母または父母
にかわって じどう よういく ひと しきゆう てあて しよとくがく ぜんぶ しきゆう いちぶ しきゆう
にわかって児童を養育している人に支給されます。手当は、所得額により全部支給、一部支給、
しきゆうていし
支給停止となります。

じどうてあて 児童手当

しやくしよ しえんか
市役所 こども支援課

こ ちやういく ぼ ごしや しきゆう こ ねんれい にんずう しきゆう きんがく
子どもを養育している保護者に支給します。子どもの年齢や人数によって支給する金額が
かわります。

とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当

しやくしよ しやう ふくしか
市役所 障がい福祉課

さいみ まん しんたい せいしん せいれい きてい しやう じやうたい じどう かんご ふ ぼ
20歳未満で、身体または精神に政令で規定する障がいの状態にある児童を監護している父母ま
たは養育者に支給される手当です。※手帳がない人でも申請できます。※所得制限あり

しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当

しやくしよ しやう ふくしか
市役所 障がい福祉課

さいみ まん せいれい きてい じゆうど しやう じやうたい じやうじかいご じやう ざいたく ひと しきゆう
20歳未満で政令で規定する重度の障がいの状態にあり、常時介護を要する在宅の人に支給さ
れる手当です。※手帳がない人でも申請できます。※所得制限あり

じゆうどしやう しやざいたくせいかつおうえんせいど 重度障がい者在宅生活応援制度

しやくしよ しやう ふくしか
市役所 障がい福祉課

しんたいしやう しやてちやう きゆう りやういくてちやうえー りやうほう も ひと かいごしや しきゆう てあて
身体障がい者手帳1〜2級と療育手帳Aの両方を持つ人の介護者に支給される手当です。

いぞくきそねんきん いぞくこうせい きやうさい ねんきん 遺族基礎年金・遺族厚生(共済)年金

ひらかたねんきんじむしょ ☎072-846-5011
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

こくみんねんきん かにゆう ひと かにゆう ひと しぼう ばあい いぞく こ
国民年金に加入している人、または加入したことがある人が死亡した場合、遺族となった「子の
はいぐうしや こ たい いぞくきそねんきん しきゆう こうせいねんきん きやうさいねんきん
ある配偶者」または「子」に対して遺族基礎年金が支給されます。また、厚生年金(共済年金)
ひ ぼけんしや ひ ぼけんしや ひと しぼう ばあい いぞくきそねんきん いぞくこうせいねんきん
の被保険者または被保険者であった人が死亡した場合、遺族基礎年金とあわせて遺族厚生年金
きやうさいねんきん しきゆう
(共済年金)が支給されます。

また、国民年金の第1号被保険者または第1号被保険者であった人が、老齢基礎年金や障害基礎
きん しきゆう う しぼう いぞくきそねんきん しきゆう ばあい しぼういちきん しきゆう
金の支給を受けずに死亡し、遺族基礎年金が支給されない場合は、死亡一時金が支給されます。
おと しぼう ばあい かふねんきん しぼういちきん しきゆう
なお、夫が死亡した場合は、寡婦年金または死亡一時金が支給されます。ただし、支給を受け
るには一定の要件を満たしていることが必要です。

しょうがいきそねんきん しょうがいこうせいねんきん 障害基礎年金・障害厚生年金

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

ひらかたねんきんじむしょ ☎072-846-5011/ 市役所 保険年金課

びやうき せいかつ しごと せいげん ばあい げんえきせだい ひと ふく う と
病気やけがによって生活や仕事制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取
ることができる年金です。障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師または歯科医師
しんりやう う ひ こくみんねんきん こうせいねんきん かにゆう ばあい せいきゆう
の診療を受けた日に国民年金または厚生年金に加入していた場合に請求できます。

医療費助成等

四條畷市役所

☎072-877-2121 / 0743-71-0330 (田原地区)
FAX 072-877-8300 (東 別館2階)

ひとり親家庭医療費助成

市役所 こども支援課

健康保険に加入しているひとり親家庭の母または父あるいは養育者と、18歳到達後最初の3月31日までの児童を対象に、入院、通院、調剤(病院で処方されるお薬)における医療費の自己負担分(健康保険適用分のみ)を助成します。(一部自己負担金があります。)※所得制限あり

子ども医療費助成

市役所 こども支援課

0歳から18歳到達後最初の3月31日までの児童を対象に、入院、通院、調剤(病院で処方されるお薬)における医療費の自己負担分(健康保険適用分のみ)を助成します。(一部自己負担金があります。)所得制限はありません。ひとり親家庭医療費助成の対象者は除きます。

重度障がい者医療費助成 / 障がい者などへの医療費助成

市役所 障がい福祉課

重度の障がいがある人を対象に、入院、通院、調剤(病院で処方されるお薬)における医療費の自己負担分(健康保険適用分のみ)を助成します。(一部自己負担金があります。)ひとり親家庭医療費助成、子ども医療費助成の対象者は除きます。
※所得制限あり
その他、更生医療、育成医療、精神通院医療などの医療費助成制度があります。

未熟児養育医療給付制度

市役所 こども支援課

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児に対して、母子保健法に基づき、その治療に必要な医療費を市が負担する制度です。養育医療給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。世帯の市町村民税額に応じて自己負担額があります。

小児慢性特定疾病医療費助成 / 難病にかかる医療費助成

四條畷保健所 ☎072-878-1021 FAX 072-876-4484

指定された疾病や難病の医療費に対する助成制度です。
対象となる疾病や条件など詳しくは、四條畷保健所にお問い合わせください。

初回産科受診料の助成

保健センター ☎072-877-1231 FAX 072-877-6963

市販の妊娠検査薬で陽性を確認した人等で住民税非課税世帯の人または同等の所得水準であると認められる人に対して、妊娠判定のための初回の産科受診料を助成します。
※申請時に面接を実施し、必要事項に同意できる人が対象です。

就労支援

しじょうなわてしやくしよ
四條畷市役所

☎ 072-877-2121 / 0743-71-0330 (たわらちく 田原地区)
ふあくす ひがしべっかん かい
FAX 072-877-8300 (東 別館2階)

○ 仕事を探す・職業訓練を受ける

無料職業紹介所

しやくしよ 市役所 無料職業紹介所

はたら いよく 働く意欲があるひとりと親、高齢者、障がい者などのみなさんに対して、専門の相談員と連携し、就労の相談に応じます。四條畷市独自の求人やハローワークの求人の紹介を予約制で行っています。

よやくせい
予約制

ハローワーク巡回相談

しやくしよ 市役所 こども支援課

じどうふようてあて 児童扶養手当の受給者に対して、ハローワーク門真の就職支援ナビゲーターが就労相談を毎週木曜日に市役所で受け付けています。求職中の人や転職をお考えの人はこども支援課にて予約をして、利用してください。

よやくせい
予約制

ハローワーク門真

☎ 06-6906-6831 FAX 06-6908-8943

しゅうしよくかつどう 就職活動に関する個別アドバイスや求人情報の提供、公共職業訓練の情報提供、応募書類の作成を支援します。
まざーずこーな マザーズコーナーでは、仕事と子育てが両立できる求人情報を提供しています。



ワークサポート大東

☎ 072-874-8733 FAX 072-874-8770

はろーわーくかどま ハローワーク門真と同じ求人情報の検索・閲覧・応募が可能です。
ただし個別相談は行っていない。

大阪マザーズハローワーク (大阪市・なんば)

☎ 06-7653-1098

こそだ 子育て中の人を中心に就職の支援をしています。
きっずこーな キッズコーナー完備、お子さんを見守る専門スタッフも配置し、ゆったりしたフロアでじっくりお仕事探しや相談ができます。



大阪府立母子・父子福祉センター

☎ 06-6748-0263 FAX 06-6748-0264

ひとり親家庭の母または父及び寡婦対象の独自の求人情報、ハローワークや公的機関の求人情報を用意し、就職支援を行っています。センターに行くことなく、スマートフォンやパソコンからオンライン面談による対応も可能です。



北河内地域若者サポートステーション (枚方市)

☎ / FAX 072-841-7225

15歳から49歳までの「働きたいがどうしてもいいかわからない」「ブランクがあって社会参加に自信がない」「なかなか仕事が長続きしない」など、就労についての悩みをもつ若者とその保護者、家族の人を対象に総合的な相談・支援を行っています。



資格取得のための支援

高等職業訓練促進給付金

市役所 こども支援課

ひとり親家庭の母または父が、就職される時に有利で生活の安定につながる資格を取得するため、養成機関等で6ヶ月以上の課程を修業する場合に、修業期間の全期間に相当する期間（上限あり）に訓練促進給付金を支給することで生活の負担を軽減し、資格取得を容易にするものです。
対象資格には看護師などがあります。

じ ぜんそうだんよう
事前相談要
よ やくせい
予約制

自立支援教育訓練給付金

市役所 こども支援課

きょういくくねんこう ぎょう じゅこう
教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母または父に対し、自立支援教育訓練給付金を支給することにより、主体的な能力開発の取り組みを支援し、経済的自立の促進を図ることを目的とする事業です。

じ ぜんそうだんよう
事前相談要
よ やくせい
予約制

教育訓練給付金

はろーわーくかどま 06-6906-6831 FAX 06-6908-8943

雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。
講座内容や専門性などに応じて「一般教育訓練」「特定一般教育訓練」「専門実践教育訓練」の指定がされ、それぞれの条件のもとで給付金が支給されます。
給付の対象となる指定講座は、インターネットで「教育訓練講座検索システム」と検索してください。



市の給付金制度と合わせて利用できる場合があります。ハローワークへの相談前に市役所 こども支援課の母子・父子自立支援員に相談をしてください。（予約制）

大阪府立母子・父子福祉センター

06-6748-0263 FAX 06-6748-0264

ひとり親家庭の母または父やひとり親家庭を経た寡婦、離婚前の困難を抱える父母を対象に介護職員初任者研修、実務者研修、パソコン等の講座を無料（テキスト代等の自己負担あり）で実施しています。



ハロートレーニング（公的職業訓練）

はろーわーくかどま 06-6906-6831 FAX 06-6908-8943

キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができる公的職業訓練を無料（テキスト代等の自己負担あり）で実施しています。

四條 堺市母子寡婦福祉会

母子家庭のお母さんたちや現在は子どもが20歳を超えて寡婦となった先輩たちで活動する団体です。大阪府母子寡婦福祉連合会に所属し、親子でできる楽しいイベントや、生活を支援する制度についての勉強をみんなでしています。入会を希望される人は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 大阪府母子寡婦福祉連合会 06-6748-0263



離婚届を出す前に ～ 知っておきたいこと 考えておきたいこと ～

子どもたちが健康やかに成長していけるよう、子どもたちの最善の利益を考え、話し合ってください。

子どもの親権	子どもの親権をどちらが持つのか話し合しましょう。親権者が決まらなければ離婚はできません。相手と直接話ができない場合は、離婚調停を利用することもできます。 大阪家庭裁判所 ☎06-6943-5745
親と子の氏（名字）	婚姻した時に名字が変わった人は、離婚後、婚姻前の氏に戻るか、婚姻中の氏を称するか選択できます。また、離婚をしても子が入っている戸籍は変わりません。離婚後、子が現在入っている親の戸籍から、別の親の戸籍に入るには家庭裁判所で手続きが必要です。 大阪家庭裁判所 ☎06-6943-5745
財産分与 慰謝料の請求	自宅、預貯金、車を所有している場合、財産分与についても話し合しましょう。相手側に非がある場合は慰謝料を請求できる場合もあります。財産分与や慰謝料請求についてお困りの時は、 無料法律相談（2ページ参照） を実施しています。
生活費・教育費	現在と離婚後の生活費の収支見込みを比べてみましょう。子どもの教育にかかる費用なども含めてこれからの生活にどのくらいお金が必要なのか確認し、養育費の話し合いや、就労を考えるときの検討材料にしましょう。
養育費	養育費はできるだけ離婚前に支払い期間、支払い額、支払い方法を話し合しましょう。子どもの養育には費用がかかります。養育費を受け取るのは、子どもの権利です。なるべく感情的にならず、子どもの将来のために養育費について話し合うことが大切です。
親子交流	子どもは親子交流を通じてどちらの親からも愛されている、大切にされていると感じ、安心感や自信をもつことができます。このことが、子どもが生きていくうえでの大きな力になります。親子交流についても、養育費・親子交流相談支援センターで相談可能です。
ねんきんぶんかつ 年金分割	離婚などをした場合に、条件に該当すれば当事者の一方からの請求により、婚姻期間中の厚生年金記録を当事者間で分割することができます。離婚後2年以内に管轄の年金事務所へ情報提供請求書などを提出することで手続きができます。 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 枚方年金事務所 ☎072-846-5011
住宅	離婚後の居住場所、家賃などの負担について考えましょう。 ・親の家や親族の家に移って、経済的な負担や育児の負担を軽減する。 ・賃貸住宅を探して、転居する場合は、転宅資金をどうするのか考えましょう。離婚の話し合いの中で、相手に転宅資金の負担を求めるのも一つの方法です。 ・そのままの住居にあなたが残り、相手が出ていく場合は、持ち家であれば、家の名義やローンの取り扱いについて取り決めをしましょう（16ページ参照）。賃貸の場合は、契約者名義をどうするのか確認しましょう。家賃が高くて負担になる場合は、引っ越しも検討しましょう。
子の養育	幼い子どもがいる場合は、保育所やふれあい教室などの預け先や援助をしてくれる人を確保しましょう。ファミリー・サポート・センター、ヘルパー派遣（保護者の一時的疾病等、条件あり）を利用することも可能です。
健康保険・年金	現在、配偶者の健康保険の扶養に入っている場合、離婚後は扶養から抜けることになります。その後に加入する健康保険・年金の手続きや保険料の支払い、減免などについて確認しておきましょう。
就労	離婚前に就労や収入アップに向けた準備をしましょう。無料職業紹介所（8ページ参照）を利用したり、職業訓練、資格取得の検討をすることもできます。 就労できない場合は、利用可能な社会資源（年金・生活保護など）を確認しましょう。
離婚届などの 不受理申出	あなたの意思に基づかない届け出が受理されることを防止するための制度です。 申し出の対象となるのは『協議離婚届』『協議離婚縁届』などです。 制度について詳しくは 市役所 市民課 にお問い合わせください。

よういく ひ 養育費

おや こ こうりゅう し えん 親子交流支援

しじょうなわてしやくしよ
四條畷市役所

☎ 072-877-2121 / 0743-71-0330 (田原地区)

ふあくす 072-877-8300 (東 別館2階)
ひがしべっかん かい

よういく ひ、こ せいちよう ささ たいせつ
養育費は、子どもの成長を支える大切なものです。できるだけ離婚前に支払い期間、支払い額、支払方法(ほうほう)を話し合(あ)いましょう。そして、さいむ めいぎ (公証役場で作成した公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書など)を取得したり、保証会社と養育費保証契約を締結したりすることで、万一(ばんいち)ふばら(不払い)の際(さい)にも養育費を確保できるようになります。

よういく ひ かん こうせいしやうしやうさくせいそくしん ほ じょきん 養育費に関する公正証書等作成促進補助金

しやくしよ 市役所
しえん か こども支援課

おや かてい はは ちち げん こ ふよう ひと よういく ひ こうせいしやうしやうさくせい
ひとり親家庭の母または父(現に子どもを扶養している人)の養育費の公正証書等作成にかかる
ほんにん ふたん ひよう さいむ めいぎ しゅとく ひと そうだん
本人負担費用などを補助します。債務名義を取得した人は、ご相談ください。

ほ じょきんがく さいむ めいぎ さくせい ほんにん ふたん ひよう よういく ひ と き かん ひよう じようげん まんえん
補助金額 債務名義の作成時、本人が負担する費用のうち養育費取り決めにに関する費用(上限3万円)
しんせい きげん こうせいしやうしやう さくせい ひ いこう じよう き ようけん み ひ よくじつ かげつ いな
申請期限 公正証書等を作成した日以降で、上記の要件を満たした日の翌日から6ヶ月以内

よういく ひ ほ しょうそくしん ほ じょきん 養育費保証促進補助金

しやくしよ 市役所
しえん か こども支援課

よういく ひ ほ しょうがいしゃ よういく ひ ほ しょうけいやく ていけつ さい ほんにん ふたん ひよう ほ しょうりよう ほ じょ
養育費保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用(保証料)を補助します。
ほ しょうがいしゃ よういく ひ ほ しょうけいやく ていけつ ば あい ていけつ けんとう ば あい そうだん
保証会社と養育費保証契約を締結した場合や、締結の検討をしている場合はご相談ください。

ほ じょきんがく ほ しょうがいしゃ よういく ひ ほ しょうけいやく ていけつ じ ほ しょうりよう ほんにん ふたん ひよう じようげん まんえん
補助金額 保証会社と養育費保証契約を締結時、保証料として本人が負担した費用(上限5万円)
しんせい きげん ほ しょうけいやく ていけつ ひ いこう じよう き ようけん み ひ よくじつ かげつ いな
申請期限 保証契約を締結した日以降で、上記の要件を満たした日の翌日から6ヶ月以内

おや こ こうりゅう し えん じ ぎょう 親子交流支援事業

おおさか ふ ほ し か ふ ふく し れんごうかい
大阪府母子寡婦福祉連合会 ☎ 06-6748-0263

おや こ こうりゅう とは、こ はな く ふ ippō こ てい きでき けいぞくてき あ はなし
親子交流とは、子どもと離れて暮らしている父母の一方が子どもと定期的、継続的に会って話
をし(し)たり、いっしょ あそ でんわ てがみ ほうほう こうりゅう
をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流したりすることで、子どものために行
うものです。

み まも がた う わた がた し えんほうほう おや こ こうりゅう じ さ ぼ ー と おや こ こうりゅう ちゅう
「見守り型」や「受け渡し型」の支援方法があり、親子交流時のサポートとして、親子交流中
の 見守りや子の受け渡しなどを支援者が代わりに行ってくれます。公的な書面で親子交流を取
り 決め(き)したもの、はな く おや こ ども だけ おや こ こうりゅう
り決めしたもの、離れて暮らす親子交流をさせることに
ふ あん かん ひと おや こ こうりゅう じ もとはいぐうしゃ あ ひと おや こ こうりゅう
不安を感じる人や親子交流時に元配偶者と会いたくない人など、親子交流
の 支援(し えん)を希望(き ぼう)する場合は、ご相談(さうだん)ください。



子育て支援

しじょうなわてしやくしよ
四條畷市役所

☎ 072-877-2121 / 0743-71-0330 (田原地区)
ふあくす 072-877-8300 (東 別館2階)

保育所(園)・認定こども園など

しやくしよ せいさくか
市役所 こども政策課

就学前の子どもの保育や教育を行う施設として、保育所(園)、認定こども園などがあります。保育所等の入所選考では、ひとり親家庭に対して加点をして選考をしています。また、子育て中のいろいろなニーズに応え、安心して子育てができる環境をつくるため、一部の保育施設等では一時預かりや、病児保育などを実施しています。令和6年度から市独自で第1子の年齢や所得に関係なく、第2子以降の保育料を完全無償化しています。



第2子以降の学校給食費無償化

がっこうきゅうしよくせんたー ☎ 072-876-8310

四條畷市立の小・中学校に通学されている児童・生徒のうち、第2子以降の学校給食費については無償化を制度化し、実施しています。なお、対象となる児童・生徒の保護者からの申請は不要です。



なわてふれあい教室

しやくしよ すぽーつ せいしょうねんか
市役所 スポーツ・青少年課

放課後や学校長期休業中の児童の安全確保及び保育支援のため、市内に住む小学校1年生から6年生までの児童を対象に、なわてふれあい教室を開いています。非課税世帯は、申請により利用料が免除されます。



子ども食堂

かくこ しょうどう
各子ども食堂

子ども食堂は、食事の提供のほか、イベントの開催、放課後や休日の居場所の提供など、実施内容や運営方法は様々で、地域の方や市民団体の主体的な取り組みによって運営されています。日時など詳しくは各子ども食堂へお問い合わせのうえご利用ください。



なわてファミリー・サポート・センター

☎ 072-877-5130 FAX 072-877-7371

子育てのお手伝いを希望する人(依頼会員)と子育てのお手伝いができる人(援助会員)が会員登録し、なわてファミリー・サポート・センターが橋渡しして、育児の相互援助を有料で行うものです。ひとり親家庭で基準に該当する場合は、申請により利用料金の半額助成を受けられます。

妊婦のための支援給付

ほけんせんたー ☎ 072-877-1231 FAX 072-877-6963

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から、出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援の充実と、出産育児関連用品の購入などの負担軽減を図るための経済的支援として、出産前と出産後に5万円の現金給付を行います。詳しくはホームページを確認してください。



こ そだ たん き し えん し ょー と す て い と わ い ら い と す て い し ぎ ょ う
子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）事業

こ そだ そ う ご う し えん セ ン ター 072-877-5455 FAX 072-877-7371

ほ ぐ し ゃ し っ べ い た り ゆ う か て い じ ど う よ う い く い ち じ て き こ ん な ん
保護者が疾病やその他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になっ
た場合、市が指定した児童福祉施設などにおいて 1日から 7日間の範囲で児童の養育を行いま
す。利用料は収 入 状 況 により異なります。ご利用の際は必ず事前にご相談ください。

こ そだ セ たい ほう も ん し えん じ ぎ ょ う
子育て世帯訪問支援事業

こ そだ そ う ご う し えん セ ン ター 072-877-5455 FAX 072-877-7371

に っ ち ゅ う し ん ぞ く と う さ ぼー と た こ う て き へ る ばー さー び す り よ う こ ん な ん た い ち ゅ う ふ り ょ う と う さ ま
日中に親族等のサポートや他の公的なヘルパーサービスなどの利用が困難で、体調不良等の様
々な事情で家事や育児を行うことに支 障 がある妊産婦、18歳未満の子どもがいる子育て世帯
にヘルパーを派遣し、家事や育児の一部を援助します。
じ ぜ ん し ん せ い て ん ぶ し ょ り い ひ つ よ う り よ う かい し き ほう び す く し ゅ う か ん ま え そ う だ ん
事前の申請、添付書類などが必要です。利用開始希望日の少なくとも1週間前までに相談してく
ださい。利用料は収 入 状 況 により異なります。

さん ご け あ じ ぎ ょ う
産後ケア事業

ほ けん セ ン ター 072-877-1231 FAX 072-877-6963

せい ご ね ん み ま ん あ か か あ た い し ょ う さん ご か あ か ら だ さ ぼー と い く じ
生後1年未満の赤ちゃんとお母さんを対象に、産後のお母さんの体とこころのサポートや育児
のサポートを宿泊または日帰りで受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

お や か て い に ち じ ょ う せい かつ し えん じ ぎ ょ う
ひとり親家庭日常生活支援事業

し や く し ょ し えん か
市役所 こども支援課

お や か て い は は ち ち し ゅ う が く し っ べ い い ち じ て き せい かつ えん じ ょ ほ い く
ひとり親家庭の母または父が修学や疾病などにより、一時的に生活援助や保育な
どのサービスが必要な際に家庭生活支援員を派遣し、生活の支援をします。利用料は
し ゅ う に ゆ う じ ょ う き ょ う こ と
収 入 状 況 により異なります。



お や か て い と う だ ゅ う こ う し えん い ん は けん じ ぎ ょ う
ひとり親家庭等同行支援員派遣事業

し や く し ょ し えん か
市役所 こども支援課

お や か て い と う は は ち ち ぎ ょ う せい さー び す り よ う ひ つ よ う て つ づ
ひとり親家庭等の母または父のうち、行政サービスなどの利用に必要な手続きを
することが難しく、支援が必要な方に対して、同行支援員を派遣し、申請のお手伝
いや付き添いを行います。
し ょ う ふ く し さー び す し えん た い し ょ う か た ゆ う せ ん
※ 障がい福祉サービスなどの支援の対象となる方は、そちらが優先されます。



し ょ う じ ふ く し さー び す し ょ う じ し えん
障がい児の福祉サービス（障がい児支援）

し や く し ょ し ょ う ふ く し か
市役所 障がい福祉課

し ょ う り ゆ う つ う し ょ ほう も ん り ょ う い く じ ど う は た つ し えん ほ い く し ょ う ほう も ん し えん
障がいなどの理由で通所や訪問による療育（児童発達支援、保育所等訪問支援など）を受ける
ための相談や決定を行います。

さ さ し ん ぐ る ま ざー し ん ぐ る ふ あ ざー く お う えん さ い と
あなたの支え（シングルマザー・シングルファザーの暮らし応援サイト）

こども家庭庁が、シングルマザー・シングルファザーとこどもたちの暮らしに役立つ
さまざまな支援の情報を掲載しています。お住まいの自治体にどんな支援があるか、
自分の住む地域で受けられる支援は何か、どこに相談すればよいかなどの疑問を検索
ページや支援一覧ページで確認できます。



きょういく えんじょ
教育への援助
しょうがくきん かしつけ
奨学金・貸付

しじょうなわてしやくしよ
四條畷市役所

☎ 072-877-2121 / 0743-71-0330 (田原地区)

ふあくす ひがしべっかん かい
FAX 072-877-8300 (東 別館2階)

こちらに掲載されている資金などは、一般的なものです。各学校や各種団体で、奨学金や貸付が用意されている可能性がありますので、各自で確認してください。

表示は、対象が①小学生 ②中学生 ③高校生 ④専門学校生 ⑤大学生を示します。

しゅうがくえんじょせい ど 就学援助制度	しやくしよ がっこうきょういく か 市役所 学校 教育課
① ② きゅうふ 給付	経済的な理由のために就学が困難な四條畷市立小中学校の児童生徒の保護者に対して、就学援助費(学用品費、通学費、給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費など)が支給されます。
こうとうがっこうとうしゅうがく し えんきん こうこう じゅぎょうりょう むしやう か 高等学校等就学支援金(高校の授業料無償化)	ざいがく こうとうがっこう 在学する高等学校
③ きゅうふ 給付	所得等が要件を満たす世帯の生徒の授業料を、国が負担する制度です。 親権者(保護者など)に現金は支給されません。
こっこうりつ しりつこうとうがっこうとうしゅうがく きゅうふ きん 国公立・私立高等学校等奨学のための給付金	ざいがく こうとうがっこう 在学する高等学校
③ きゅうふ 給付	大阪府内に在住する低所得者世帯の保護者などに対し、授業料以外の教育費の経済的負担の軽減のため、給付金を支給します。
おおさか ふ こうりつこうとうがっこうていじせい か ていおふ つうしんせい か ていしゅうがくしやうれい ひ 大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費	おおさか ふ きょういくちやうきやういくしんこうしつこうとうがっこう か 大阪府教育庁 教育振興室高等学校課 ☎ 06-6941-0351
③ かしつけ 貸付 へんかんめんじよ 返還免除あり	大阪府の区域内にある公立高等学校の定時制課程または通信制課程に在学している35歳未満の人で大阪府育英会の奨学金を受けていない場合、貸付を行っています。卒業した場合は返還免除もあります。
おおさか ふ いくえいかいしゅうがくきん にゅうがく じぞうがくしゅうがく しきん ざいがく ちゅうがっこう しゅうがく しきん ざいがく ちゅうがっこう こうとうがっこう 大阪府育英会奨学金(入学時増額奨学資金：在学する中学校/奨学資金：在学する中学校・高等学校)	
③ かしつけ 貸付	経済的理由により修学が困難であり、高等学校・高等専修学校などに入学を希望または在学する生徒に対し奨学金の貸付を行っています。 保護者が大阪府内に住所を有し、所得が基準額未満の人が対象です。
にほんがくせい し えん き こうしゅうがくきん じゃっそ 日本学生支援機構奨学金(JASSO)	ざいがく かがっこう 在学する各学校
④ ⑤ きゅうふ 給付 かしつけ 貸付	大学、短大、専門学校などに入学を希望または在学する学生を対象とし、優れた資質を有し、経済的理由により修学困難であると認められる人に対し、奨学金の給付及び貸付を行っています。
あしなが奨学金	あしなが育英会 ☎ 0120-77-8565
③ ④ ⑤ きゅうふ 給付 かしつけ 貸付	保護者などが病気や災害(道路における交通事故を除く)、自死などで死亡または、著しい障がい(1～5級)を負い、教育費に困っている家庭の生徒、学生に対して給付や貸付を行っています。

ぼし ふし かふふくし しきん 母子・父子・寡婦福祉資金	しやくしよ しえんか 市役所 こども支援課
高専大 かしつけ 貸付	ひとり親家庭の子どもの高校、専修学校、短大、大学などへの入学金または授業料などに充てる資金の貸付を行っています。
きょういく しえん しきん 教育支援資金	しゃかいふく しきょうぎかい 社会福祉協議会 ☎072-878-1210 FAX 072-878-6888
高専大 かしつけ 貸付	生活保護世帯や低所得者世帯を対象に、奨学金等の貸付制度をすぐに活用できない場合のつなぎの資金として、必要な進学（進級）費用の貸付を行っています。
こうつうじ こうとう ひがいしや しえん 交通事故等による被害者のこどもへの支援	おおさかこうつう 大阪交通 さいがいのぞくかい 災害遺族会  
中高専大 きゅうふ 給付 かしつけ 貸付	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症などで働けないために、経済的に修学が困難な生徒、学生に対する給付や貸付、年金制度があります。
くに きょういくろーん 国の教育ローン	きょういくろーん こーるせんたー ☎0570-008656
高専大 かしつけ 貸付	日本政策金融公庫が取り扱う貸付で、入学金、授業料、受験費用など、多様なニーズに応じます。母子家庭、父子家庭など、家庭状況に応じて金利、返済期間、保証料の優遇があります。 
ひゅーふぁいなるす ヒューファイナンスおおさか	しじょうなわて しじんけんきょうかい 四條 堺市人権協会 (市役所 人権・市民相談課内) ☎072-803-7355
専大 かしつけ 貸付	おおさか ふくえいかい にほんがくせい しえんきこう りようよていしや しょうがくきん たいよ まえ にゅうがく 大阪府育英会や日本学生支援機構の利用予定者で、奨学金が貸与される前に入学料や授業料などを支払う必要がある人に対して、貸付を行っています。
きん きろうどうきん こ 近畿労働金庫	きやく せんたー お客さまセンター ☎0120-191-968
専大 かしつけ 貸付	にほんがくせい しえんきこう にゅうがく じとくべつづがくたいよ しょうがくきん さいようこう ほしや たい にゅうがくまえし 日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」採用候補者に対し、入学前資金について、つなぎ融資を利用できます。また、入学金・授業料など教育資金全般の融資や借換も行っています。
た しょうがくきんせいど その他の奨学金制度	じゃっそ JASSO おおさかふきょういくちやう 大阪府教育庁  
じゃっそ ほーむぺーじない だいがく ちほうこうきやうだんたいとう おこな しょうがくきんせいど JASSOホームページ内の「大学・地方公共団体等が行う奨学金制度」や、大阪府教育庁ホームページ内の「奨学金制度のご案内」を検索してください。	

す 住まい

しじょうなわてしやくしよ
四條畷市役所

☎ 072-877-2121 / 0743-71-0330 (田原地区)

ふあくす 072-877-8300 (東 別館2階)
ひがしべっかん かい

府営住宅

おおさか ふ えいじゆうたくもりぐちかんり せん た ー
大阪府営住宅守口管理センター

☎ 06-6780-9115

ぐうすうづき もうしこみしよ しやくしよほんかん ひがしべっかんいりぐち た わら ししよ し みんそうごう せん た ー お
偶数月に申込書を市役所本館、東別館入口、田原支所、市民総合センターに置いています。
ひとり親家庭の人は、一般世帯向けに加え福祉世帯向け入居募集にも申し込みができます。
※一定の条件があります。

あんぜん・あんしん賃貸住宅 (あんぜん・あんしん賃貸検索システム)

こ そだ ちゆう ひと にゆうきよ こば みんかん ちんたいじゆうたく ちんたいじゆう
子育て中の人などの入居を拒まない民間の賃貸住宅 (あんぜん・あんしん賃貸住
宅) と、その仲介を行う不動産事業者 (あんぜん・あんしん賃貸協力店) などの
情報をホームページで紹介しています。
詳しくは、インターネットで「大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム」と検索してください。



UR (都市再生機構) 賃貸住宅

ゆーあー ちんたいじゆうたく おも ちゆうけんしよとくしや む じゆうたく いってい じょうけん み ひと
UR 賃貸住宅は、主に中堅所得者向けの住宅で、一定の条件を満たす人ならど
なでも入居できます。また、対象住戸に入居される子育て家族向けに家賃を減額
する制度などがあります。
詳しくは、インターネットで「UR 賃貸」と検索してください。



特定優良賃貸住宅 (特優賃)

とくゆうちん ほうりつ きてい いってい じょうけん み ちんたいじゆうたく しゆうにゆう いってい
特優賃とは、法律に規定された一定の条件を満たした賃貸住宅です。収入が一定
の基準の範囲内の人には、家賃の負担を少なくする措置が取られています。
詳しくは、インターネットで「大阪府 特優賃」と検索してください。



ひとり親家庭住宅支援資金

しやくしよ し えん か
市役所 こども支援課

じりつ む いよくてき と く おやかてい たい やちん しはら し えん かしつげいど
自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭に対し、家賃の支払いを支援する貸付制度で
す。母子・父子自立支援プログラムの作成など、対象と認められた場合は申請ができます。

配偶者名義の持ち家に暮らすときに注意したいこと

たとえば、いえ るーん めいぎ もとおつと も いえ つぎ と き はは こ す つづ
例えば、家やローンの名義が元夫である持ち家に次のような取り決めをして、母と子が住み続ける
場合があるかもしれません。

- 養育費の代わりにローンを元夫が支払う。
- 家賃の代わりに母がローンを支払う。賃貸借契約は結ばない。
- 元夫の持ち家に子どもが成人するまで母子で暮らすことを口頭で取り決める。

このような場合、元夫がローンの支払いができなくなって家を差し押さえられたり、元夫の都合で
家を売却したりした場合など、突然、母子が住めなくなることがあります。また、母が家賃の代わ
りにローンを支払っていたとしても、元夫がローンを支払っていることになり、母の持ち家にはな
りません。生活を守るために無料法律相談(2ページ参照)で注意点を確認しておきましょう。

その他の

せいど し えん 制度・支援

しじょうなわてしやくしよ
四條畷市役所

☎ 072-877-2121 / 0743-71-0330 (田原地区)

ふあくす ひがしべっかん かい
FAX 072-877-8300 (東 別館2階)

ぜいきん おやこうじよ か ふ こうじよ 【税金】ひとり親控除・寡婦控除

じゅうみんぜい しやくしよ ぜいむ か 住民税：市役所 税務課

しよとくぜい しよかん ぜいむ しよ しじょうなわてし かどまぜいむしよ
所得税：所管する税務署（四條畷市は門真税務署）

かどまぜいむしよ
門真税務署 ☎ 06-6909-0181

ひとり親控除：婚姻歴や性別にかかわらず、合計所得金額が500万円以下の単身者で、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下※）を有する人は、ひとり親控除を受けられる場合があります。※令和8年度住民税（令和7年分所得税）からは58万円以下

寡婦控除：合計所得金額が500万円以下の女性で、①②のどちらかに該当する人は、寡婦控除を受けられる場合があります。

- ① 夫と離別後、婚姻しておらず、子以外の扶養親族がいる
- ② 夫と死別後、婚姻していない又は夫の生死が明らかでない

じえいあーる つうきんてい き けん とくべつわりびき J R の通勤定期券の特別割引

しやくしよ し えん か
市役所 こども支援課

児童扶養手当を受給中の人及び同世帯の人がJ R の通勤定期券を購入する場合、「証明書」を添えて購入すると3割引で購入できます。ただし通学定期券の購入や勤務先から交通費が支給される場合や児童扶養手当が全部停止（支給なし）の人は対象外となります。

じゅうきょかく ほ きゅう ふ きん 住居確保給付金

しやくしよ ふくしせいさくかない
市役所 福祉政策課内

離職などにより経済的に困窮し、住居を失った人、または失うおそれのある人に対し、家賃相当額を支給するとともに、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。また、転居費用相当額を支給することにより、家計の改善に向けた支援を行います。

※それぞれ一定の条件があります。

せいかつ ほ ご 生活保護

しやくしよ せいかつふくし か
市役所 生活福祉課

病気・失業などのために、日常生活が困難となり、資産や能力、その他あらゆるものを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に健康で文化的な生活ができるよう援助を行うとともに、その自立を助長することを目的としています。

ぼ し せいかつ し えん し せつ 母子生活支援施設

しやくしよ し えん か
市役所 こども支援課

子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな事情のため、子どもの養育が十分でない場合に、母子で入所し、自立に向けた生活を支援する児童福祉施設です。

しょうがくちようちく り しとう ひ かぜい まる ゆう 少額貯蓄の利子等の非課税(マル優)

かくきんゆう き かん まどぐち
各金融機関の窓口

身体障がい者手帳などの交付を受けている人、遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている人、児童扶養手当を受けている人などが受け取る一定の預貯金などの利子等については、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けることができます。

けんこう ほけんせいど 健康保険制度

にほんでは、すべての国民が何らかの公的医療保険に加入し、お互いの医療費を支え合う「国民皆保険制度」となっています。

しかし利用するには、保険料を支払う必要があります。保険に加入しなかったり、支払いをしなかったりすると、適切な給付が受けられない場合がありますので、注意しましょう。

しょくば けんこう ほけん 職場の健康保険	こうせいねんきん ほけん てきやう う きぎやう きんむ ひと こうむいんおよ 厚生年金保険の適用を受ける企業に勤務する人や公務員及びその ひと ふやう ひと 人に扶養されている人
こくみんけんこう ほけん 国民健康保険	こくないざいじゆう ひと しょくば けんこう ほけん た いりやう ほけん かにゆう 国内在住の人で、職場の健康保険やその他の医療保険に加入し ていない人

ねんきんせいど 年金制度

日本の公的年金制度は、老後のくらしをはじめ、事故などで障がいを負ったときや、一家の働き手がなくなったときに、みんなで暮らしを支え合う仕組みです。保険料を支払わずに放置していると、老後だけでなく、障害年金や遺族年金が受け取れない場合がありますので、支払いができないときは、減免手続きをしましょう。

こうせいねんきん 厚生年金	こうせいねんきん ほけん てきやう う きぎやう きんむ ひと こうむいん 厚生年金保険の適用を受ける企業に勤務する人や公務員
こくみんねんきん 国民年金	こくないざいじゆう さいいじょう さいみまん ひと こうせいねんきん かにゆう ひと 国内在住の20歳以上60歳未満の人で厚生年金に加入していない人

ろうどう かん せいど 労働に関する制度

労働者が失業して所得がなくなった時や、再就職時、資格取得時、離職後に職業に就くことができない時などの場合、雇用保険に加入し条件を満たせば、給付金を受け取ることができます。また、業務中に負傷した場合などに支給される労災保険もあります。就職の際には、これらの保険の対象になるか確認しましょう。

こよう ほけん きほんて 雇用保険（基本手 当（失業時の手 当）・傷病手当・ 再就職手当 など）	ろうどうしゃ しつぎやう ばあいおよ ろうどうしゃ こよう けいぞく こんなん 労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難とな る事由が生じた場合に、基本手当（失業時の手当）や傷病手当、 さいしゆうしよくてあて しょうぎやう かん きやういくんれん う ばあい きゆうふきん こ 再就職手当、職業に関する教育訓練を受けた場合の給付金、子 を養育するため休業した場合の給付金を受けることができます。 雇用保険による傷病手当は離職後、疾病や負傷のために職 業に就くことができない場合に支給されます。
ろうさい ほけん 労災保険	ろうどうしゃ ぎやうむじょう じゆう つうきん ふしょう びやうき みま 労働者が業務上の事由または通勤による負傷や病気に見舞われ た場合、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保 護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会 復帰を図るための事業なども行っています。

